1. 計 画 概 要

1.1 計画の趣旨

「高梁川(たかはしがわ)水系河川整備計画(国管理区間)」は、河川法の三つの目的である

1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
2) 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
3) 河川環境の整備と保全

が行われるよう、河川法第 16 条の二に基づき、「高梁川水系河川整備基本方針」に沿って実施する河川整備の目標及び河川工事、維持管理等の内容を定めるものです。

> 高梁川水系河川整備基本方針：河川法第 16 条に基づき、高梁川水系の法河川の整備についての基本となるべき方針に関する事項を定めたもので、国土交通大臣が平成 19 年 8 月 16 日に策定しました。

1.2 河川整備の基本理念

高梁川は、平成 37 年に国(内務省)による第一期改修工事の完成から 100 年の節目を迎えます。高梁川の河川整備計画は、次の 100 年に引き継ぐための計画であることから、**「高梁川の安全・安心を向上させるとともに、川の恵みを分かち合い、豊かな自然を育む川づくりを未来に引き継ぐ」**を基本理念とします。

洪水被害等の水害から沿川(えんせん)住民の生活を守る「安全・安心な川づくり」、広範な水利用を踏まえた安定的な水の確保を目指す「川の恵みを分かち合う豊かな川づくり」、親しみの持てる河川空間と豊かな自然環境の継承をめざす「水と緑の触れ合いと自然を育む川づくり」の３つを整備計画の柱として、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図り、河川整備を進めていきます。

安全・安心な川づくり

高梁川水系河川整備基本方針で定めた長期的な治水目標に向けて段階的に整備を進めるものとし、河川整備の現状、過去の水害、氾濫域の人口・資産等を考慮し、高梁川の治水安全度の向上を目指します。

川の恵みを分かち合う豊かな川づくり

様々な用途の水を与えてくれる高梁川の水利用の歴史や現状を踏まえ、関係機関や住民と協力し、生活・産業に必要な水の安定的な確保を目指します。

水と緑の触れ合いと自然を育む川づくり

利用しやすい川づくりを進めるとともに、アユやタナゴ類を代表とする豊かな生物の生息・生育・繁殖環境を保全し、未来に伝える川づくりを目指します。

1.3 河川整備の計画対象区間

本計画の対象区間は、高梁川水系高梁川、小田川（おだがわ）、高梁川派川（たかはしがわはせん）のうち、国管理区間である 36.4km を対象とします。

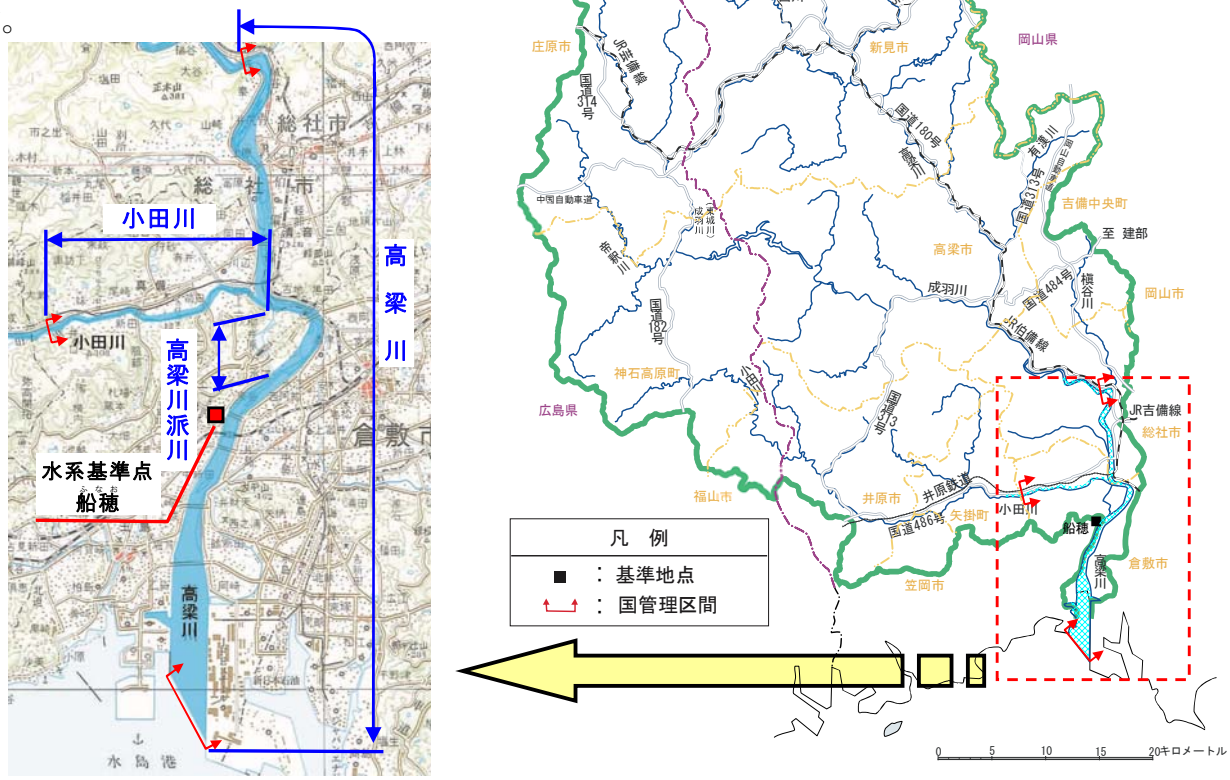

図 1.1.1 河川整備の計画対象区間

表 1.1.1 河川整備の計画対象区間

分類	河川名	区間		指定延長 (km)
		上流端	下流端	
本川	高梁川	総社市大字宍粟字杖ノ元 564 番の 1 地先の豪渓泰橋	海に至る	26.5
支川	小田川	左岸：倉敷市真備町大字妹字市場 3110 番の 2 地先 右岸：同市同町同大字字猿掛 3367 番の 1 地先	高梁川への合流点	7.9
派川	高梁川派川	高梁川からの分派点	高梁川への合流点	2.0
	合計			36.4

注）左岸(右岸)：河川を上流から下流に向かって眺めて左側（右側）のことを言います。

1.4 河川整備の計画対象期間

本計画の対象期間は、概ね 30 年間とします。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済の状況、自然環境の状況、河道の状況等を前提として策定するものであり、策定後の洪水やこれらの状況変化等のほか、事業実施後の河川環境に係わるモニタリング結果や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて見直しを行います。すなわち、将来の新たな知見を反映させつつ、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)の PDCA サイクルを考慮して進めるものとします。